

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、社会の構造変化が急速に進展する中で、戦略的且つスピーディな経営を実現し、競争力を維持・強化するために、迅速な経営の意思決定機能と業務執行体制を築くとともに、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの拡充、タイムリー且つ正確な情報開示の推進、リスクマネジメントの強化等により、経営の健全性・透明性を確保することであり、事業活動を通じて継続的に企業価値を向上し、ステークホルダーの皆様の期待に応えるためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営の最重要課題と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高野 健一	436,100	17.70
小手川 隆	119,600	4.85
株式会社SBI証券	83,200	3.37
日本証券金融株式会社	79,300	3.22
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	51,750	1.67
自社(自社株口)	47,000	2.10
松井証券株式会社	45,400	1.84
三松 成子	40,900	1.66
三輪 洋照	40,000	1.62
ドイツ証券株式会社	40,000	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川口 洋司	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口 洋司	○	株式会社コロポ代表取締役及び一般社団法人日本オンラインゲーム協会事務局長を兼務しております。	一般社団法人日本オンラインゲーム協会の事務局長を務められており、当社が属する業界の幅広い見識と豊富な経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社との間に利害関係は有せず、独立役員として、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を備えていることから、適任と判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と年4回の定期会計監査を通じて、事前に監査の重点方針等について、事後にはその監査結果について密接な意見交換と連携に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蒲 俊郎	弁護士													○
佐藤 桂	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蒲 俊郎	○	城山タワー法律事務所の代表弁護士及び学校法人桐蔭学園の理事、一般財団法人東京都営交通協力会の理事、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の社外監査役、株式会社ティーガイアの社外監査役を兼務しております。なお、当社は上記の事務所及び会社との間には特別な関係はありません。	株式公開会社の社外監査役に相応しい、識見能力を備えているため選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社との間に利害関係は有せず、独立役員として、一般株主と利益相反が生じる恐れがない 高い独立性を備えていることから、適任と判断いたしました。
佐藤 桂	○	佐藤桂事務所の代表及び株式会社ベクターの社外取締役を兼務しております。なお、当社は上記の事務所及び会社との間には特別な関係はありません。	株式公開会社の社外監査役に相応しい、識見能力を備えているため選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社との間に利害関係は有せず、独立役員として、一般株主と利益相反が生じる恐れがない 高い独立性を備えていることから、適任と判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役への業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当該対象者に対しても業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に払った報酬の額(平成26年6月1日～平成27年5月31日)63,800千円／7名(うち社外取締役 1名 3,000千円)
監査役に払った報酬の額(平成26年6月1日～平成27年5月31日)11,400千円／3名(うち社外監査役 2名 5,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬体系といたしましては、平成12年8月31日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内(ただし、使用人分給とは、含まない。)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額につきましては、平成12年8月31日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)当社は、経営事項を判断・決定する場として、取締役会を原則として毎月一回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目的とした意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行っております。

(2)当社は、事業運営の管理・実績報告の場として、取締役、執行役員、部長、監査役参加のもと「事業推進会議」を毎週開催し、経営事項と事業運営との有機的な連動による最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

(3)当社は、業務遂行状況に関する連絡・報告の場として、取締役、執行役員、部長、マネージャー参加のもと、「各部内会議」を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図っております。

(4)当社は、監査役会設置会社であります。各監査役は取締役会に出席しており、経営の監査を実施しております。また、監査役会において立案した監査計画により、取締役の業績に対する適法性の監査も実施しております。

(5)当社は、顧問契約を結んでいる法律事務所より必要に応じ法律問題全般について助言と指導を受けております。

(6)当社は、会計監査について新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

現在、当社の取締役会は社内取締役4名、社外取締役1名で構成されており、当社の経営規模においては、経営判断の迅速化のために、現体制

は適切であると考えております。また、当社と利害関係のない2名の社外監査役を含む監査役全員が取締役会に出席しており、経営判断の客観性及び中立性が確保されているものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	開催時刻を午前11時と遅めに設定することで、一般株主の来場に便宜を図っております。
その他	株主総会において、映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、活性化のための取り組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び中間決算時にアナリスト向け決算説明会を開催しており、必要に応じて四半期決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料URL: http://www.cave.co.jp/ir/index.php	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報マーケティンググループに専任の担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対して、当社への理解促進と適正な評価のために有効な情報についても積極的に開示を行うことを方針としており、当社ホームページ上にディスクロージャーポリシーとして開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、各部門の業務執行、コンプライアンスの監視、リスクチェック等、総合的に内部統制全般の更なるシステム強化に取り組んでおります。

(a)当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(ア)当社は、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、当社及び子会社（以下、「当社及び子会社」または「全社」という）の取締役と全使用人が一体となってその徹底を図ります。

(イ)当社取締役会は、全社のコンプライアンス体制を決定し、当社経営企画本部において当該体制の整備およびその維持、向上を図ります。

(ウ)当社内部監査部門は、全社のコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を当社取締役会に報告します。

(エ)市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め全社で毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。

(オ)当社の取締役・使用人が、子会社の取締役の過半数を兼務することで、子会社の業務の状況を把握し、当社へ報告すべき事項を報告することにより、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備します。

(b)当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア)当社取締役は、文書、資料その他その職務の執行に係る情報については、各種法令および当社文書管理規程に従い、適切に保存し、管理します。

(イ)当社文書管理規程の改廃は当社取締役会の承認を得るものとします。

(c)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア)当社取締役会は全社のリスク管理を統括し、リスク管理システムの構築を行います。

(イ)横断的リスク状況の監視及び全社対応は経営企画本部が実施し、当社各部及び子会社のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を当社取締役会に報告します。

(ウ)経営に重大な影響を与える事態が発生した場合、当社取締役会において直ちに特別対策室を設け、当社取締役の中から対策責任者を任命します。特別対策室では当社取締役会との連携を図りつつ当該事態への対応を実施するとともに、その状況について適宜当社取締役会に報告します。

(d)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)当社及び子会社は、経営事項を判断・決定する場として、それぞれ取締役会を原則として毎月一回開催しています。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に対する監督を実施しております。取締役会では、株主利益・企業価値最大化を目指した意思決定を行うとの基本的な考えのもと、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行います。

(イ)当社は、経営戦略を企画・調整する場として、当社取締役、部長、監査役参加のもと事業推進会議を毎週開催しております。そして、当該経営戦略に基づく業務執行状況の連絡・報告の場として、当社取締役、及び部長参加のもと各部内会議を毎週開催し、実務レベルでの情報共有を図ります。当社及び子会社では、これらの有機的な運動による最大限の効果を生み出す組織体制を構築しております。

(e)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

(ア)当社経営企画本部を全社の内部統制を統括する部署とし、当社各部門及び子会社と密接な連携を図り、また必要に応じてコンプライアンス等に関する指導・支援を行い、適切な内部統制システムの確保を図ります。

(イ)当社内部監査部門は、全社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社取締役会に報告します。

(f)当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人（監査役スタッフ）を配置します。監査役スタッフは、他職務を兼務し、または専属的に監査役の職務を補助するものとします。

(g)監査役スタッフの当社取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア)監査役スタッフの人事異動および考課は、取締役と監査役との協議のうえ決定します。

(イ)当社監査役は、監査役スタッフに監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役スタッフはその命令に関して、当社取締役及び内部監査部門の指示を受けないものとします。

(h)当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(ア)当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役会規程及び内部通報規程に従い、当社監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

(イ)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当社内部通報規程に基づき通報者の保護を行っております。

(i)その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)当社取締役と当社監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもっております。

(イ)当社取締役は、当社監査役に対し、監査役の求めに応じて、弁護士、公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる環境を整備しております。

(ウ)監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還を請求したとき、その他費用または債務の処理を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにそれらを処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むものとし、一切の関係を遮断します。また、当社は、反社会的勢力に対しては取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図り対応します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

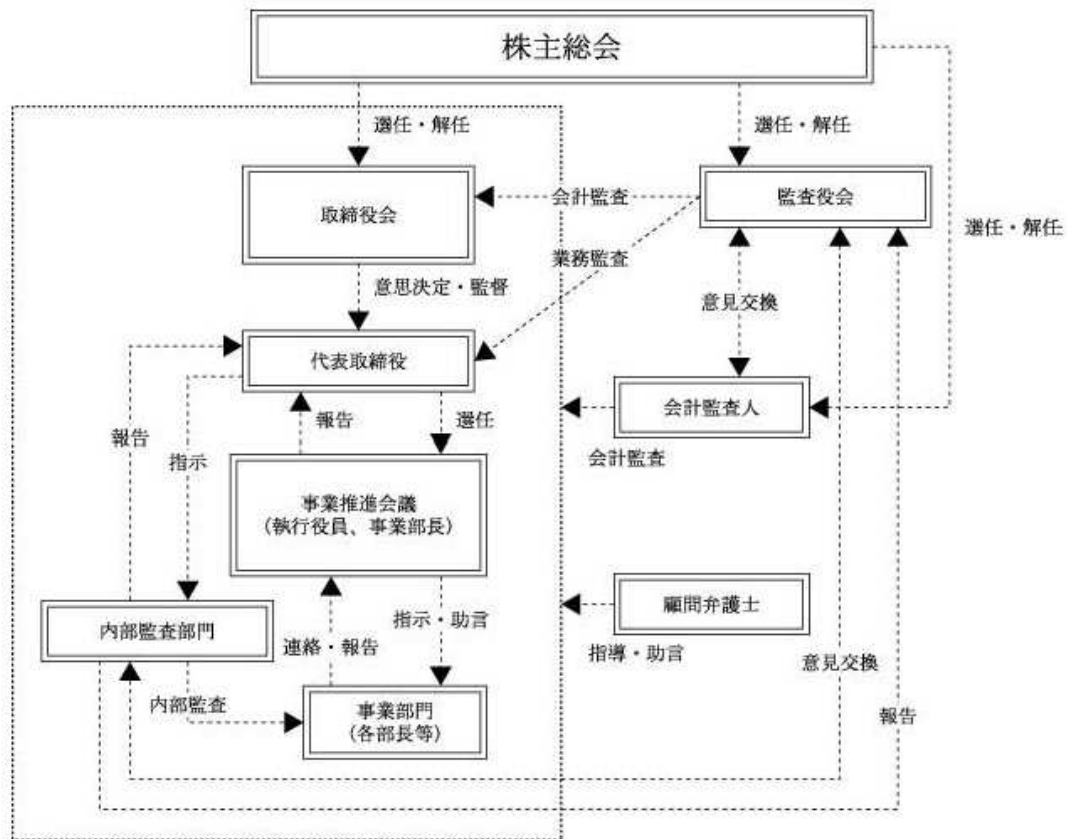
当社元取締役が業務委託先に対する発注権限を悪用し、業務委託先からキックバックにより不当な利益を得るという不正な取引を行っていたことが発覚したため、社外の専門家を含む調査委員会の調査を経て、平成27年6月19日付で調査報告書を受領し、開示いたしました。調査報告書により提言され既に実行しております、下記の(1)～(3)の再発防止策及び下記の(4)～(6)のガバナンス強化策を今後も継続して実行してまいります。

- (1) 業務委託先の承認手続等の改善
- (2) 管理部門の牽制強化
- (3) 監査役監査及び内部監査の更なる強化
- (4) 取締役の相互監視・監督体制の更なる強化
- (5) 内部通報制度の周知徹底及び外部窓口の運用開始
- (6) コンプライアンス意識の更なる浸透

当社といたしましては、調査委員会の提言を真摯に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、今後も継続して再発防止に努めてまいります。

【模式図（参考資料）】

会社の機関の内容及び内部統制の関係の略図



適時開示体制の略図

